参考資料2

宮城県障害福祉計画

(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

平成30年3月

宮城県

目 次

第	1章	Ī	基本的事項		• •		• •	• •		• •	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	• 1	
第	2章	Ē	提供体制の研	准保に係	る目標	Į																
	1	障	害者に対する	るサービ	ス等の	提供(本制の	確保	に係	る目	標											
	(1)	福祉施設の	入所者の:	地域生	活への	の移行	ī ·				•							-		. 7	
	(2	()	精神障害に	も対応し	た地域	包括	ケアシ	ノステ	ムの	構築	Į.								-		. 8	
	(3	()	地域生活支持	爰拠点等	の整備	· •															1 0	ı
	(4	.)	福祉施設から	っ一般就	労への	移行	等 •														1 1	
	2	障	害児に対する	るサービ	ス等の	提供(本制の	確保	に係	る目	標											
	(1)	児童発達支持	爰センタ	一の設	置及	び保育	所等	訪問	支援	り	た 実									1 2	
	(2	()	主に重症心具	身障害児	を支援	する	障害児	通所	支援	事業	所(の確	保								1 3	
	(3)	医療的ケア	見支援の	ための	関係	幾関₫	協議	の場	の設	置								-		1 3	
第	3章	Ē	支援の種類に	ごとの見	込量及	びその	の見込	量の	確保	いた	め (の方	策									
	1	障	害福祉サーロ	ごス等の	実施に	関する	る考え	方													1 5	
	2	障	害福祉サーロ	ごス等の	必要な	量の」	見込み	,														
	(1)	指定障害福祉	业サービ	ス等の	必要	な量の	見込	み										-		1 6	
	(2	2)	指定障害児達	通所支援	等の必	要な	量の見	込み											-	. (3 2	
	(3	()	福祉施設から	ら一般就	労への	移行	等 •												-	. (3 8	
	(4	.)	医療的ケア	見に対す	る関連	分野(の支援	髪を調	整す	- るコ	ı — -	ディ	ネ-	一 5	y –	-σ	画	置	-	• (3 8	
	(5	()	発達障害者等	等に対す	る支援															. (3 9	
	(6	()	地域の精神値	呆健医療	福祉体	制の	基盤素	と 備量											-	. (3 9	
	3	障	害福祉サーリ	ごス等の	必要な	見込	量確保	そのた	.හර	方策	Į.									. (3 9	
第	4章	Ē	障害者支援抗	施設等の	必要入	.所定	員総数	t •													1 1	
第	5章	Ē	障害福祉サ-	ービス等	の質の	向上	等のた	めに	講す	[*] る措	置									. 2	1 2	
华	6 辛	F	地博士	至主学生	の中佐	: 1 一 月月 -	ナスす	7 下古				_		_		_				. ,	1 7	

第1章 基本的事項

1 計画策定の根拠及び趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第89条及び平成30年4月1日施行の児童福祉法第33条の22の規定に基づき、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を一体的に策定するものです。また、本計画は、国の基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に即し、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画(以下「市町村障害福祉計画等」といいます。)の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障害福祉サービス等」といいます。)並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下「障害児通所支援等」といいます。)の提供体制の確保に関して定めるものです。

2 基本理念

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体は市町村を基本とします。また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに 難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の是正を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や地域生活の継続の支援,就労支援といった課題に対応するとともに,障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため,地域の社会資源の最大限の活用を図ります。特に,地域生活支援拠点等の整備に当たっては,地域生活への移行等に係る相談,グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供,ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保,人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能が求められており,障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて,これらの機能を更に強化します。また,相談支援を中心として,障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて,中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害 (発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を進めるとともに、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、 障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県及び 政令指定都市を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を 行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の 保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫 した支援を提供する体制の構築を図ります。

3 計画の概要

(1) 策定の目的

本計画では、障害者基本法第11条第2項に規定されている都道府県障害者計画である「みやぎ障害者プラン」の推進及び地域生活移行等の数値目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量の設定並びにその確保のための方策を策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供が計画的に図られるようにすることを目的としています。

(2) 策定の経過

本計画は、障害者総合支援法第89条第6項及び第7項並びに平成30年4月1日施行の 児童福祉法第33条の22第6項及び第7項の規定により、県の障害福祉施策に関する審議 会である「宮城県障害者施策推進協議会」及び「宮城県障害者自立支援協議会」の審議を経 て、県民意見提出手続(パブリックコメント)に寄せられた県民の皆様の声や障害福祉関係 団体等からの御意見を踏まえながら、策定いたしました。

なお、みやぎ障害者プランについても、この計画と併せて策定いたしました。

平成28年	10月26日	平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会
		・みやぎ障害者プランの骨子について
平成29年	1月~2月	平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施
"	2月14日	平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会
		・みやぎ障害者プランの重点施策について
"	6月 5日	平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会
		・みやぎ障害者プランの重点施策・各論(素案)について
<i>II</i>	10月10日	平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会

		・みやぎ障害者プランの中間案及び宮城県障害福祉計画の
		策定について
"	11月14日	平成29年度第3回宮城県障害者施策推進協議会
		・宮城県障害福祉計画の中間案について
"	12月12日	宮城県議会保健福祉委員会での報告
		・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
"	12月18日	パブリックコメント (1月17日まで)
		・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について
平成 2 9	年12月~	個別訪問による主な関係団体等(26団体等)への説明
平成30	年 2月	(4ページのとおり)
JJ.	2月13日	平成29年度第2回宮城県障害者自立支援協議会
		・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
"	2月16日	平成29年度第4回宮城県障害者施策推進協議会
		・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について
"	3月14日	ウ***** ロ は ない
	~15日	宮城県議会保健福祉委員会での報告
JJ.	3月	みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画策定・公表

【参考】宮城県障害者施策推進協議会委員(平成30年2月16日現在)

氏名	所属等	備考
浅野 元	宮城県町村会 副会長(大和町長)	
阿部 重樹	東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授	会長
阿部 昌展	宮城県商工会議所連合会(仙台商工会議所理事・事務局次長)	
岩佐 純	宮城障害者職業センター 所長	
奥田 妙子	宮城県知的障害者福祉協会(障害者支援施設幸泉学園施設長)	
小幡 敏昭	宮城労働局職業安定部職業対策課 課長	
加藤 亨二	宮城県商工会連合会 専務理事	
齋藤 和子	宮城県精神保健福祉協会(みやぎ心のケアセンター保健師)	
佐藤 由紀子	仙台弁護士会	
佐藤 百合	宮城県特別支援学校長会(宮城県立名取支援学校長)	
志村 祐子	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授	
下山 清子	宮城県手をつなぐ育成会 (多賀城市手をつなぐ育成会 会長)	
関本 則子	宮城県精神障がい者家族連合会 副会長	
登米 祐也	宮城県医師会 常任理事	
野口 和人	東北大学大学院教育学研究科 教授	副会長
目黒 久美子	発達支援ひろがりネット 副代表	
森 正義	宮城県身体障害者福祉協会 会長	
若生 裕俊	宮城県市長会(富谷市長)	
渡辺 秀憲	心のネットワークみやぎ	

(五十音順・敬称略)

【参考】個別訪問により御意見を伺った団体等

障害	福祉関係団体(20団体)						
	高次脳機能障害者家族会	心のネットワークみやぎ					
	CILたすけっと	仙台市障害者福祉協会					
	日本オストミー協会宮城県支部	発達支援ひろがりネット					
	宮城あすなろ会	宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会					
	宮城県視覚障害者福祉協会	宮城県肢体不自由児協会					
	宮城県社会福祉協議会	宮城県重症心身障害児(者)を守る会					
	宮城県障害者スポーツ協会	宮城県身体障害者福祉協会					
	宮城県精神障がい者家族連合会	宮城県精神保健福祉協会					
	宮城県脊髄損傷者協会	宮城県知的障害者福祉協会					
	宮城県聴覚障害者協会	宮城県手をつなぐ育成会					
宮城	宮城県自立支援協議会委員(6事業所等)						
	県南生活サポートセンターアサンテ	障害児デイケアセンターこどもの広場					
	障害者相談支援事業所ぴあら若林	東北福祉大学					
	地域拠点センターふきのとう	なごみの里サポートセンター					

(五十音順)

(3)区域の設定

本計画の数値目標等の設定に当たっては、「みやぎ障害者プラン」で定める次の障害保健福祉圏域(7圏域)を基本としています。

圏域	構成市町村				
仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、				
1四円	丸森町				
仙台	仙台市,塩竈市,名取市,多賀城市,岩沼市,富谷市,亘理町,山元町,				
ТЩП	松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村				
大崎	大崎市,色麻町,加美町,涌谷町,美里町				
栗原	栗原市				
登米	登米市				
石巻	石巻市, 東松島市, 女川町				
気仙沼	気仙沼市, 南三陸町				

(4) 計画の期間並びに達成状況の分析及び評価

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までとします。また、本計画の達成状況については、毎年度、宮城県障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、分析及び評価を行うとともに、その結果を公表することとします。

【参考】障害福祉サービス等の種類と内容

障害者総合支援法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護**	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常時介護を要する者に、居宅で入浴、排
	せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う
同行援護※	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な
	情報の提供(代筆代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護**	知的・精神障害により、行動上著しい困難を有する者が行動する
	際に生じうる危険回避のために必要な援護、外出支援等を行う
療養介護	医療と常時介護を要する者に, 医療機関で機能訓練, 療養上の管
	理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常時介護を要する者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	とともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する
短期入所**	居宅で介護を行う者が病気の場合などに, 施設に短期間入所させ,
	入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度障害者等包括支援※	介護の必要性が非常に高い者に、複数のサービスを包括的に行う
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者・難病等対象者に対して、施設等又は居宅を訪問して、
	理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行う
自立訓練(生活訓練)	知的・精神障害者に対して、施設等又は居宅を訪問して、入浴、排
	せつ、食事等の日常生活を営むために必要な訓練等を行う
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、一般企業等に雇用される ことが可能と見込まれる者に対し、一定期間、就労に必要な知識
	ことが可能と見込まれる者に対し, 一定期间, 机力に必要な知識 及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援A型	一般企業等で雇用されること困難な障害者のうち、雇用契約に基
	づく継続的な就労が可能な65歳未満の者に対し、就労・生産活動の機会なお提供し、スの知識や飲みの力した図えずは対策などに
 就労継続支援B型	動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う 就労移行支援事業を利用したが、一般企業等での雇用に結びつか
加力量加入放置生	ない者や、一定年齢に達している者等に対して、就労・生産活動
	の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労定着支援	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、企業
(平成30年度から)	や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行う
自立生活援助	一人暮らしを希望する者等の居宅を定期的に訪問し、必要な助言
(平成30年度から)	や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があっ
	た際は、訪問、電話、メール等による支援を行う
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において,共同生活を営む住居で相談,日常生活上の援助を行う
地域移行支援	障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者等に対して、住
	居の確保や、地域生活に移行するための相談等の支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制

サービスの種類	サービスの概要
	を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等への支援を行う
計画相談支援	①サービス利用支援 支給決定に係るサービス事業者等との連絡調整等を行うととも に,サービス等利用計画の作成を行う ②継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等のモニタリングを行い,サービス事業 者等との連絡調整を行う

※のサービスについては障害児も利用可能

児童福祉法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要			
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の			
汽里 光连又饭	指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う			
医療型児童発達支援	未就学の障害児(肢体不自由児)に対して、児童発達支援と			
医原生尤里先连入饭	治療を行う			
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要			
放麻後寺/イリーしへ	な訓練、社会との交流の促進等を行う			
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基			
(平成30年度から)	本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う			
	保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施			
保育所等訪問支援	設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための			
	専門的な支援等を行う			
障害児相談支援	障害児支援の利用について,障害児支援利用計画の作成や施			
學音允惟飲又1家	設等との連絡調整, モニタリング等を行う			
福祉型障害児入所支援	障害児に対して、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及			
他似至 <u></u> 一	び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う			
	知的障害児(自閉症児), 肢体不自由児, 重症心身障害児に対			
医療型障害児入所支援	して、疾病の治療・看護、また、食事・排せつ・入浴等の介			
区原空陴古兀八川又抜	護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等			
	を行う			

第2章 提供体制の確保に係る目標

1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援を推進するため、平成32年度を 目標年度として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、成果 目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<成果目標>

項目	目標	備考
地域生活	平成29年度から32年度末までの	平成28年度末時点の施設入所者数
移行者数	地域生活移行者数を113人とする	(1,842人)の約6%相当

(注1) 施設入所者

施設入所支援のサービスを利用している障害者をいいます。

(障害児入所施設に入所する障害児は含みません。)

(注2) 地域生活への移行

入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅,公営住宅等へ移行することをいいます(家庭復帰を含む)。

【参考】第4期宮城県障害福祉計画(以下「4期計画」といいます。)における成果目標等

項目	成果目標	備考
地域生活	平成26年度から29年度末までの	平成25年度末時点の施設入所者数
移行者数	地域生活移行者数を210人とする	(1,888人)の約11%相当

項目	実績			
(4) 1	26 年度	27 年度	28 年度	累計
地域生活移行者数	17 人	20 人	18 人	55 人

<目標設定の考え方>

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行目標を設定します。

国の基本指針においては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する(平成29年度末において、平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える)ことを基本とするとされています。

しかしながら、施設に入所されている方の多くが、現在の社会資源等(住まいやサービスの 提供体制、県民の障害等に対する理解・関心等)の状況では地域での生活が難しい方であるほ か、現在は在宅で生活されている方の中にも、障害の重度化等を理由として施設入所を希望す る方が一定数おられること等から、入所待機者数は増加している状況にあります。このため、 平成32年度末の施設入所者数の削減目標については、設定しないことといたしました。また、 地域生活移行者数の目標値については、市町村計画との整合を図りつつ、県全体としての地域移行を推進する趣旨から、市町村と個別に調整を行うなどして、現状下での最大値である113人(平成28年度末時点の施設入所者数の約6%)といたしました。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、国の基本方針で示された目標値に基づき、圏域ごと及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置並びに精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する目標値を設定します。

① 【新規目標】協議の場の設置

<成果目標>

項目	目標	備考
圏域ごとの保健	平成32年度末までに、各	各保健福祉事務所・地域事務所で設置
医療, 福祉関係者に	保健福祉事務所(地域事務	している精神障害者地域移行・地域定
よる協議の場	所)に協議の場を設置する	着推進協議会を基本として協議を行
		うことを想定
市町村ごとの保健、	平成32年度末までに、各	市町村が単独又は複数で設置してい
医療, 福祉関係者に	市町村に協議の場を設置	る障害者自立支援協議会を基本とし
よる協議の場	する	て協議を行うことを想定
県の協議の場	平成32年度末までに、県	宮城県障害者自立支援協議会精神障
	に協議の場を設置する	害部会で協議を行う

<目標設定の考え方>

国の基本指針においては、平成32年度末までに全ての圏域ごと、全ての市町村ごとに保健、 医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とするとされるとともに、都道府県ご とにも同様の協議の場を設置することが望ましいとされています。

なお、圏域ごとの協議の場については、「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」の活用 や、市町村ごと、都道府県ごとの協議の場については、障害者自立支援協議会やその専門部会 を活用することが示されています。

このため、当該成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、現状を考慮し、上記のとおり設定いたしました。

② 長期入院者数及び入院後の退院率

<成果目標>

項目	目標	
	6 5 歳以上	平成32年度末において
 1年以上の長期入院患者数	0 5 脉以上	1,886人以下
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65歳未満	平成32年度末において
	りり成木両	899人以下
	入院後3か月時点	平成32年度において
		6 9 %以上
 精神病床における早期退院率	【新規目標】	平成32年度において
相性物体における主効返院学	入院後6か月時点	8 4 %以上
	入院後1年時点	平成32年度において
		9 1 %以上

注) 1年以上の長期入院患者数

平成26年の入院者数を元に国の基本指針別表第4に定める算定式に基づき算出します。これは、第7次医療計画における慢性期入院(1年以上の入院)の入院需要と同じ算定式となっており、平成26年の慢性期入院受療率を元に継続的な入院治療を要する患者の割合、治療抵抗性統合失調症薬の普及等の効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値及び認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値を定め、平成32年の推計人口にて患者数を推計します。

【参考】4期計画における成果目標等

項目	成果目標	実績	
· 块口	风木口惊	26 年度	27 年度
1年以上の長期入院患者数	2,846人以下	3,407 人	3,282 人
3か月時点退院率	6 4 %以上	53.4%	45.0%
1年時点退院率	9 1 %以上	88.0%	87.4%

<目標設定の考え方>

国の基本指針においては、入院中の精神障害者に関する目標値のうち、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数は、国の基本指針に定められた算定式の計算によって求めることとされています。平成32年度における入院後の退院率の目標値については、入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を90%以上とすることを基本とするとされており、第7次地域医療計画と整合を図りながら、上記のとおり成果目標を設定します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

<成果目標>

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに各圏域に1か所以上

【参考】4期計画における成果目標等

1召口	子田口捶	実績	〔(整備拠点	(数)	備考
項目	成果目標	27 年度	28 年度	29 年度	(整備済み圏域)
地域生活	平成29年度末までに	0	0	4	3 圏域
支援拠点等	各圏域に1か所以上			(見込み)	(仙台・大崎・石巻)
の整備					

<目標設定の考え方>

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められていますが、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は複数の機関が分担して機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備が重要とされています。

本県では、平成30年3月時点において、仙台圏域、大崎圏域及び石巻圏域の3圏域(4か所)で整備済みとなっています。さらに平成30年度中には仙台圏域及び気仙沼圏域で2か所整備される見込みとなっています。

国の基本指針においては、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とすることとされていることから、市町村障害福祉計画等と整合性を図りながら整備を推進することとし、本計画における整備目標は、4期計画に引き続き、各圏域に1か所以上とします。

なお、制度説明や施設整備にかかる費用の補助等の支援を通じて、地域生活支援拠点等の整備を促進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<成果目標>

項目	目標	備考
年間一般就労	平成32年度において福祉施設を	平成28年度において福祉施設を
移行者数	退所し,一般就労する者の数を	退所し、一般就労した者の数
	460人とする	(291人)の約1.6倍
就労移行支援	平成32年度末における	平成28年度末における就労移行
事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数を	支援事業利用者数(673人)から
	871人とする	約29%増
就労移行率が	平成32年度末における就労移行率	
3割以上の	が3割以上の事業所の割合を	_
事業所の割合	5割以上とする	
【新規目標】	平成32年度末における就労定着	
就労定着支援	支援事業による支援を開始した	
事業による	時点から1年後の職場定着率を	_
職場定着率	8割以上とする	

(注) 福祉施設

生活介護,自立訓練(機能訓練,生活訓練),就労移行支援,就労継続支援(A型,B型)を提供する障害福祉サービス事業所等をいいます。

【参考】4期計画における成果目標等

項目	成果目標	備考
年間一般就労	平成29年度において福祉施設を	平成24年度において福祉施設を
移行者数	退所し、一般就労する者の数を	退所し、一般就労した者の数
	325人とする	(206人)の約1.6倍
就労移行支援	平成29年度末における就労移行	平成25年度末における就労移行
事業の利用者数	支援事業の利用者数を	支援事業利用者数(665人)の
	893人とする	約35%増
就労移行率が	平成29年度末における就労移行率	
3割以上の	が3割以上の事業所の割合を	_
事業所の割合	5割以上とする	

項目	実統	実績	
埃 日	27 年度	28 年度	
年間一般就労移行者数	255 人	291 人	
就労移行支援事業の利用者数	575 人	673 人	
就労移行率が3割以上の事業所の割合	26%	46%	

<目標設定の考え方>

福祉施設から一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針においては、就労支援において、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、県は都道府県労働局と連携して、上記の成果目標を設定することとされています。

このため,数値目標については,国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で現状を考慮し,上記のとおり設定します。

2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

障害児支援の体制整備を進めるため、平成32年度(一部は平成30年度)を目標年度として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、数値目標を設定します。

(1)【新規目標】児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<成果目標>

項目	目標	設置状況(平成29年6月時点)
旧音発達す揺れいねーの記署	平成32年度末までに	5圏域
児童発達支援センターの設置 	各圏域に1か所以上	(仙台・大崎・栗原・石巻・登米)
収容能学計明士授事業能の利用	平成32年度末までに	19市町村
保育所等訪問支援事業所の利用 	各市町村で利用可能	

<目標設定の考え方>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本 指針においては、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少 なくとも1か所以上設置すること、また、児童発達支援センターなどによる保育所等訪問支 援の実施により、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築するこ とを基本とすることとされています。

平成29年6月現在,県内では児童発達支援センターは12事業所あり,7圏域中5圏域に設置されています。また,保育所等訪問支援を行う事業所(児童発達支援センターを除く。以下同じ。)は11事業所あり,19市町村で利用可能となっています。

一方, 県が平成28年度に行った障害児の保護者を対象としたアンケート調査(平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査。以下同じ。)では, 保育所等訪問支援を現に利用している方と, 今後利用したいという方に大きなギャップは見られませんでした。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

(2)【新規目標】主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

<成果目標>

項目	目標	設置状況 (平成29年6月時点)
主に重症心身障害児を支援する	平成32年度末までに	0 图域(加入, 万米)
児童発達支援事業所の設置	各圏域に1か所以上	2圏域(仙台・石巻)
主に重症心身障害児を支援する	平成32年度末までに	2圏域(仙台・石巻)
放課後等デイサービス事業所の設置	各圏域に1か所以上	2 图域(III 口 · 口包)

(注) 重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の障害児をいいます。

<目標設定の考え方>

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、国の基本指針においては、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とすることとされています。

平成29年6月現在,主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は7事業所あり, 7圏域中2圏域で確保されています。また,主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は8事業所あり,7圏域中2圏域で確保されています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

(3)【新規目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

<成果目標>

項目	目標	備考
圏域ごとの保健、医療、	平成30年度末までに	各保健福祉事務所·地域事務
障害福祉,保育,教育等	各保健福祉事務所・地域事	所が主体となり協議を行う
関係機関の協議の場	務所に協議の場を設置する	ことを想定
市町村ごとの保健、医療、	平成30年度末までに	市町村が単独又は複数で設
障害福祉, 保育, 教育等	各市町村に協議の場を設置	置する「地域障害者自立支援
関係機関の協議の場	する	協議会」を基本として協議す
		ることを想定
県の保健, 医療, 障害福祉,	平成30年度末までに	宮城県障害者自立支援協議
保育,教育等関係機関の場	県に協議の場を設置する	会で協議を行うことを想定

<目標設定の考え方>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の基本指針においては、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村(都道府県の関与による圏域でも可)において、保健、

医療,障害福祉,保育,教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本と することとされています。

県では、協議の場として宮城県障害者自立支援協議会で協議を行うことを想定しておりますが、各市町村では同様の関係者を参集することが困難なことが想定されます。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策

前章で設定した成果目標を達成するため、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(以下「指定障害福祉サービス等」といいます。)並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援(以下「指定通所支援等」といいます。)の実施に関する考え方に基づき、活動指標(成果目標を達成するための必要な量等をいいます。以下同じ。)としてサービス見込量(指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みをいいます。以下同じ。)を設定するとともに、必要な見込量の確保のための方策を定めました。

サービス見込量の算定に当たっては、市町村において、利用者のニーズ調査の実施など地域の利用実態等の把握に努め、各地域の実情に応じ、市町村障害福祉計画等においてサービス見込量を設定することとしており、県では、市町村障害福祉計画等に設定するサービス見込量を基本として、圏域ごとのサービス見込量を設定し、各圏域の合計値を県全体のサービス見込量として設定しました。

併せて、福祉施設から一般就労への移行等に向けた支援、医療的ケア児に対する支援、発達障害者又は発達障害児(以下「発達障害者等」といいます。)の支援について、活動指標を設定しました。

1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方

障害者が、安心して日常生活及び社会生活を在宅で送るためには、訪問系サービス(居宅介護等)や日中活動系サービス(生活介護等)など、各種サービスの量と質の双方を一層充実させることが必要であることから、県内の全ての地域において、適切なサービスを身近で受けられるよう、各圏域における実情を踏まえ、サービス事業所等の計画的な整備を促進します。また、福祉施設や精神病床からの退所・退院後の住まいの場となるグループホーム等の整備が求められていることから、精神障害者や重度の障害者に対応するグループホームの充実等に取り組みます。

さらに、これらのサービスを支える介護職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡 充など、処遇改善と質の向上の両面から人材の確保・育成に取り組みます。

2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

(1) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

①訪問系サービス(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障害者等包括支援) <県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	時間	87, 070	90, 610	94, 141
実利用者数	人	3, 208	3, 312	3, 416

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	時間	84, 066	85, 648	84, 197
実利用者数	人	2, 936	2, 983	3, 130

【参考】平成28年度における実利用者数(2,983人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	1, 531 (51%)	517 (17%)	754 (25%)	172 (6%)	9 (0%)

<圏域ごとの計画値>

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
<i>t.</i> 1. →	利用量	2, 712	2, 898	3, 045
仙南 	実利用者数	166	177	187
hi 4	利用量	72, 714	75, 499	78, 304
仙台 	実利用者数	2, 293	2, 353	2, 413
大崎	利用量	3, 377	3, 507	3, 633
入啊	実利用者数	226	234	243
西店	利用量	1, 194	1, 182	1, 170
栗原 	実利用者数	66	66	65
登米	利用量	1, 330	1, 520	1, 710
立木	実利用者数	70	80	90
石巻	利用量	5, 330	5, 565	5, 800
位 苍 	実利用者数	345	358	371
<i>E</i> ωνπ	利用量	413	439	479
気仙沼	実利用者数	42	44	47

※サービス見込量は各年度1月当たりのものであり、平成29年度以降は見込値です。 以下同じ。

②生活介護

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	95, 436	97, 443	99, 058
実利用者数	人	4, 801	4, 902	4, 985
事業所数	事業所	153	157	165

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人目	92, 329	94, 582	94, 258
実利用者数	人	4, 546	4, 617	4, 716
事業所数	事業所	141	143	147

【参考】平成28年度における実利用者数(4,617人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	1, 263 (27%)	3, 223 (70%)	129 (3%)	2 (0%)

圏域ことの計		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	7, 982	8, 125	8, 246
仙南	実利用者数	388	396	403
	事業所数	9	9	11
	利用量	50, 650	51, 656	52, 541
仙台	実利用者数	2, 534	2, 584	2, 628
	事業所数	88	91	94
	利用量	10, 552	10, 742	10, 872
大崎	実利用者数	533	543	550
	事業所数	13	13	14
	利用量	5, 959	6, 019	6, 079
栗原	実利用者数	298	301	304
	事業所数	11	11	11
	利用量	4, 655	4, 693	4, 750
登米	実利用者数	245	247	250
	事業所数	9	9	10
	利用量	9, 889	10, 182	10, 475
石巻	実利用者数	512	527	542
	事業所数	15	16	17
	利用量	5, 749	6, 026	6, 095
気仙沼	実利用者数	291	304	308
	事業所数	8	8	8

③自立訓練 (機能訓練)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	578	605	651
実利用者数	人	55	57	60
事業所数	事業所	7	8	10

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人目	449	428	498
実利用者数	人	46	43	48
事業所数	事業所	6	5	5

【参考】平成28年度における実利用者数(43人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	41 (95%)	0	2 (5%)	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	101	101	121
仙南	実利用者数	6	6	7
	事業所数	0	0	0
	利用量	411	432	452
仙台	実利用者数	38	39	40
	事業所数	6	7	8
	利用量	13	13	13
大崎	実利用者数	1	1	1
	事業所数	1	1	1
	利用量	6	6	6
栗原	実利用者数	1	1	1
	事業所数	0	0	0
	利用量	10	10	10
登米	実利用者数	1	1	1
	事業所数	0	0	1
	利用量	37	43	49
石巻	実利用者数	8	9	10
	事業所数	0	0	0
	利用量	0	0	0
気仙沼	実利用者数	0	0	0
	事業所数	0	0	0

④自立訓練(生活訓練)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	6, 880	7, 298	7, 755
実利用者数	人	376	398	422
事業所数	事業所	27	29	33

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人目	6, 944	7, 228	6, 405
実利用者数	人	341	355	348
事業所数	事業所	27	26	26

【参考】平成28年度における実利用者数(355人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	7 (2%)	84 (24%)	264 (74%)	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	405	451	481
仙南	実利用者数	21	23	25
	事業所数	2	2	2
	利用量	5, 075	5, 356	5, 652
仙台	実利用者数	275	289	304
	事業所数	19	20	21
	利用量	323	341	398
大崎	実利用者数	16	17	19
	事業所数	1	1	2
	利用量	253	253	253
栗原	実利用者数	11	11	11
	事業所数	0	0	0
	利用量	90	90	90
登米	実利用者数	5	5	5
	事業所数	1	2	3
	利用量	533	606	680
石巻	実利用者数	39	44	49
	事業所数	4	4	5
	利用量	201	201	201
気仙沼	実利用者数	9	9	9
	事業所数	0	0	0

⑤就労移行支援

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	12, 018	12, 893	13, 698
実利用者数	人	769	818	871
事業所数	事業所	83	88	99

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人日	9, 530	11, 529	11, 849
実利用者数	人	575	673	749
事業所数	事業所	67	70	75

【参考】平成28年度における実利用者数(673人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	69 (10%)	190 (28%)	412 (61%)	2 (0%)

圏域ことの計		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	1, 050	1, 158	1, 189
仙南	実利用者数	60	66	69
	事業所数	6	6	8
	利用量	7, 996	8, 566	9, 164
仙台	実利用者数	530	561	598
	事業所数	52	56	61
	利用量	1, 280	1, 380	1, 445
大崎	実利用者数	76	82	89
	事業所数	9	9	10
	利用量	225	225	225
栗原	実利用者数	13	13	13
	事業所数	2	2	2
	利用量	442	493	544
登米	実利用者数	26	29	32
	事業所数	4	5	6
	利用量	277	303	342
石巻	実利用者数	21	23	26
	事業所数	5	5	7
	利用量	748	768	789
気仙沼	実利用者数	43	44	44
	事業所数	5	5	5

⑥就労継続支援 (A型)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	18, 975	20, 024	21, 059
実利用者数	人	987	1, 046	1, 103
事業所数	事業所	59	64	74

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人目	17, 446	18, 274	18, 907
実利用者数	人	868	887	980
事業所数	事業所	52	49	51

【参考】平成28年度における実利用者数(887人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	149 (17%)	339 (38%)	395 (45%)	4 (0%)

圏域ことの計		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	1, 416	1, 520	1, 579
仙南	実利用者数	72	78	81
	事業所数	6	7	9
	利用量	11, 843	12, 404	12, 990
仙台	実利用者数	619	654	690
	事業所数	37	40	43
	利用量	1, 725	1, 856	1, 990
大崎	実利用者数	89	94	99
	事業所数	6	6	8
	利用量	718	776	838
栗原	実利用者数	38	41	44
	事業所数	2	2	2
	利用量	1, 102	1, 140	1, 178
登米	実利用者数	58	60	62
	事業所数	3	4	5
	利用量	1, 991	2, 128	2, 264
石巻	実利用者数	102	109	116
	事業所数	4	4	6
	利用量	180	200	220
気仙沼	実利用者数	9	10	11
	事業所数	1	1	1

⑦就労継続支援 (B型)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	79, 993	83, 964	87, 805
実利用者数	人	4, 497	4, 725	4, 944
事業所数	事業所	193	206	219

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人目	72, 577	78, 046	72, 419
実利用者数	人	3, 873	4, 189	4, 084
事業所数	事業所	170	179	185

【参考】平成28年度における実利用者数(4,189人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	449 (11%)	2,538 (61%)	1, 199 (27%)	3 (0%)

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
仙南	利用量	8, 921	9, 048	9, 220
	実利用者数	464	476	487
	事業所数	14	15	16
	利用量	48, 762	51, 854	55, 013
仙台	実利用者数	2, 833	3, 009	3, 189
	事業所数	126	137	147
	利用量	7, 871	8, 082	8, 296
大崎	実利用者数	427	438	450
	事業所数	18	18	19
	利用量	2, 149	2, 214	2, 233
栗原	実利用者数	114	118	119
	事業所数	4	4	4
	利用量	3, 060	3, 096	3, 132
登米	実利用者数	170	172	174
	事業所数	10	11	12
	利用量	6, 378	6, 595	6, 814
石巻	実利用者数	348	360	372
	事業所数	15	15	15
気仙沼	利用量	2, 852	3, 075	3, 097
	実利用者数	141	152	153
	事業所数	6	6	6

⑧就労定着支援(平成30年度からの新設サービス)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	239	275	306
事業所数	事業所	11	16	22

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
/II.=	実利用者数	10	15	17
仙南 	事業所数	1	1	1
仙台	実利用者数	202	226	245
ТШП	事業所数	6	9	12
大崎	実利用者数	15	18	20
入啊	事業所数	3	4	4
西店	実利用者数	1	1	1
栗原	事業所数	0	0	0
登米	実利用者数	0	0	1
豆木	事業所数	0	0	1
石巻	実利用者数	5	8	14
	事業所数	1	2	4
= 1 127	実利用者数	6	7	8
気仙沼	事業所数	0	0	0

⑨療養介護

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	384	389	392
事業所数	事業所	3	3	3

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	365	371	381
事業所数	事業所	3	3	3

【参考】平成28年度における実利用者数(371人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	326 (88%)	45 (12%)	0	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
仙南	実利用者数	57	57	56
	事業所数	0	0	0
د الله	実利用者数	200	203	205
仙台 	事業所数	3	3	3
大崎	実利用者数	34	35	36
入啊	事業所数	0	0	0
西店	実利用者数	8	8	8
栗原	事業所数	0	0	0
☆ 业	実利用者数	23	23	23
登米	事業所数	0	0	0
石巻	実利用者数	43	44	45
	事業所数	0	0	0
⊭ Ы.27	実利用者数	19	19	19
気仙沼	事業所数	0	0	0

⑩短期入所

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	6, 238	6, 588	6, 923
実利用者数	人	1, 107	1, 180	1, 249
事業所数	事業所	114	120	124

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人日	5, 399	5, 514	6, 093
実利用者数	人	906	938	1, 047
事業所数	事業所	96	102	104

【参考】平成28年度における実利用者数(938人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	178 (19%)	579 (62%)	40 (4%)	141 (15%)	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	239	249	270
仙南	実利用者数	39	41	44
	事業所数	11	11	11
	利用量	3, 551	3, 734	3, 914
仙台	実利用者数	662	701	743
	事業所数	57	60	61
	利用量	572	630	662
大崎	実利用者数	114	132	141
	事業所数	10	10	11
	利用量	292	292	295
栗原	実利用者数	34	34	35
	事業所数	7	7	7
	利用量	110	115	120
登米	実利用者数	23	24	25
	事業所数	10	11	12
	利用量	1, 146	1, 230	1, 314
石巻	実利用者数	184	196	208
	事業所数	12	14	15
気仙沼	利用量	328	338	348
	実利用者数	51	52	53
	事業所数	7	7	7

⑪自立生活援助(平成30年度からの新設サービス)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	422	449	477
事業所数	事業所	17	22	28

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
/I 	実利用者数	5	6	8
仙南 	事業所数	2	2	2
仙台	実利用者数	389	392	394
111111111111111111111111111111111111111	事業所数	11	13	14
大崎	実利用者数	4	6	8
入呵	事業所数	2	2	3
西店	実利用者数	1	1	1
栗原	事業所数	0	0	0
登米	実利用者数	1	1	1
立木	事業所数	0	0	1
石巻	実利用者数	22	43	64
口 苍 	事業所数	2	5	7
<i>≒ 1</i> 11271	実利用者数	0	0	1
気仙沼	事業所数	0	0	1

⑫共同生活援助

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	2, 453	2, 624	2, 796
住居数	戸	502	534	572

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	2, 035	2, 180	2, 298
住居数	戸	437	449	461

【参考】平成28年度における実利用者数(2,180人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	128 (6%)	1, 434 (66%)	618 (28%)	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
加索	実利用者数	238	239	241
仙南 	住居数	65	65	67
仙台	実利用者数	1, 359	1, 492	1, 623
111111111111111111111111111111111111111	住居数	297	320	341
大崎	実利用者数	258	268	281
入呵	住居数	38	43	51
栗原	実利用者数	112	115	119
未尽	住居数	14	15	16
☆ 址	実利用者数	120	123	125
登米	住居数	34	34	35
七	実利用者数	264	277	289
石巻	住居数	40	43	45
∉ ωνπ	実利用者数	102	110	118
気仙沼	住居数	14	14	17

⑬施設入所支援

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	1, 842	1, 834	1, 817
施設数	施設	39	39	39

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	1,854	1,843	1,830
施設数	施設	38	38	38

【参考】平成28年度における実利用者数(1,843人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	626 (34%)	1, 201 (65%)	16 (1%)	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
	実利用者数	222	219	211
仙南 	施設数	5	5	5
Id. 45	実利用者数	865	865	862
仙台	施設数	21	21	21
大崎	実利用者数	218	215	212
入呵	施設数	2	2	2
栗原	実利用者数	116	115	114
未以	施設数	3	3	3
登米	実利用者数	106	105	104
立木	施設数	3	3	3
七	実利用者数	166	166	165
石巻	施設数	2	2	2
∉ ωνπ	実利用者数	149	149	149
気仙沼	施設数	3	3	3

14計画相談支援

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	1, 930	2, 064	2, 206
事業所数	事業所	142	152	162

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	1,847	2, 023	1, 877
事業所数	事業所	122	131	133

【参考】平成28年度における実利用者数(2,023人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	410 (20%)	1,072 (53%)	536 (26%)	5 (0%)

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
/I.=	実利用者数	161	167	175
仙南 	事業所数	13	13	14
仙台	実利用者数	1, 189	1, 290	1, 398
ТШП	事業所数	88	96	103
大崎	実利用者数	208	216	224
八峒	事業所数	12	12	13
栗原	実利用者数	44	44	44
木原	事業所数	5	5	5
登米	実利用者数	80	90	100
立木	事業所数	6	7	8
石巻	実利用者数	143	147	152
	事業所数	10	11	11
/= // \(\tau_{i}\)	実利用者数	105	110	113
気仙沼	事業所数	8	8	8

⑤地域相談支援(地域移行支援)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	48	57	67
事業所数	事業所	50	60	72

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	5	2	18
事業所数	事業所	44	43	43

【参考】平成28年度における実利用者数(2人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	0	0	2 (100%)	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
/u.=	実利用者数	14	15	16
仙南 	事業所数	1	1	3
hi 4	実利用者数	21	24	28
仙台	事業所数	37	44	51
大崎	実利用者数	1	3	5
入啊	事業所数	0	1	2
番店	実利用者数	3	3	3
栗原	事業所数	1	2	3
☆ ₩	実利用者数	2	2	2
登米	事業所数	2	2	3
石巻	実利用者数	6	9	12
	事業所数	3	4	4
<i>E</i> MΩT	実利用者数	1	1	1
気仙沼	事業所数	6	6	6

16地域相談支援(地域定着支援)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	67	83	100
事業所数	事業所	50	59	71

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	5	2	40
事業所数	事業所	44	43	43

【参考】平成28年度における実利用者数(2人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	0	0	2 (100%)	0

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
仙南	実利用者数	9	10	11
	事業所数	1	1	3
hi 4	実利用者数	51	61	72
仙台	事業所数	37	44	51
大崎	実利用者数	1	3	5
入啊	事業所数	0	1	2
番店	実利用者数	1	1	1
栗原	事業所数	1	2	3
☆ ₩	実利用者数	1	1	1
登米	事業所数	2	2	3
石巻	実利用者数	3	6	9
	事業所数	3	3	3
<i>E</i> MΩ	実利用者数	1	1	1
気仙沼	事業所数	6	6	6

(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み

①児童発達支援

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	9, 851	10, 368	10, 889
実利用者数	人	908	944	978
事業所数	事業所	65	67	74

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人日	8, 751	8, 934	9, 127
実利用者数	人	775	845	863
事業所数	事業所	55	64	61

【参考】平成28年度における実利用者数(845人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	83 (10%)	619 (73%)	26 (3%)	117 (14%)

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
仙南	利用量	475	526	581
	実利用者数	39	42	45
	事業所数	3	3	4
	利用量	7, 375	7, 678	8, 003
仙台	実利用者数	711	732	753
	事業所数	44	45	49
	利用量	710	784	835
大崎	実利用者数	44	48	51
	事業所数	4	4	5
	利用量	175	180	186
栗原	実利用者数	10	11	11
	事業所数	2	2	2
	利用量	250	274	298
登米	実利用者数	21	23	25
	事業所数	2	2	2
	利用量	726	786	846
石巻	実利用者数	56	61	66
	事業所数	8	9	10
気仙沼	利用量	140	140	140
	実利用者数	27	27	27
	事業所数	2	2	2

②放課後等デイサービス

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	35, 695	38, 988	42, 604
実利用者数	人	3, 023	3, 295	3, 581
事業所数	事業所	201	215	237

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度	
利用量	人日	25, 948	31, 440	32, 190	
実利用者数	人	2, 236	2, 491	2, 758	
事業所数	事業所	150	178	186	

【参考】平成28年度における実利用者数(2,491人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	296 (12%)	1,806 (73%)	48 (2%)	341 (14%)

圏域ことの計		30 年度	31 年度	32 年度
仙南	利用量	1, 015	1, 058	1, 086
	実利用者数	108	114	116
	事業所数	8	8	10
	利用量	26, 579	29, 040	31, 779
仙台	実利用者数	2, 352	2, 572	2, 811
	事業所数	150	162	178
	利用量	2, 581	3, 066	3, 611
大崎	実利用者数	159	179	199
	事業所数	11	11	12
	利用量	326	333	340
栗原	実利用者数	20	21	21
	事業所数	4	4	4
	利用量	1, 480	1, 517	1, 554
登米	実利用者数	80	82	84
	事業所数	6	6	8
	利用量	2, 500	2, 760	3, 020
石巻	実利用者数	226	249	272
	事業所数	15	17	18
気仙沼	利用量	1, 214	1, 214	1, 214
	実利用者数	78	78	78
	事業所数	7	7	7

③保育所等訪問支援

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	127	175	254
実利用者数	人	66	76	101
事業所数	事業所	12	14	23

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
利用量	人目	21	26	77
実利用者数	人	20	22	47
事業所数	事業所	10	10	11

【参考】平成28年度における実利用者数(22人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	7 (32%)	7 (32%)	0	8 (36%)

<圏域ごとの計画値>

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	16	16	46
仙南	実利用者数	2	2	5
	事業所数	0	0	2
	利用量	63	107	143
仙台	実利用者数	29	35	46
	事業所数	5	6	10
	利用量	10	10	12
大崎	実利用者数	6	6	7
	事業所数	3	3	3
	利用量	3	4	5
栗原	実利用者数	3	4	5
	事業所数	2	2	2
	利用量	13	15	17
登米	実利用者数	12	14	16
	事業所数	1	1	2
石巻	利用量	6	7	15
	実利用者数	6	7	14
	事業所数	1	1	2
気仙沼	利用量	16	16	16
	実利用者数	8	8	8
	事業所数	0	1	2

④居宅訪問型児童発達支援(平成30年度からの新設サービス)

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用量	人日	102	131	207
実利用者数	人	17	20	34
事業所数	事業所	6	7	18

<圏域ごとの計画値>

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
	利用量	20	20	48
仙南	実利用者数	2	2	5
	事業所数	2	2	3
	利用量	75	100	122
仙台	実利用者数	13	15	18
	事業所数	2	3	7
	利用量	0	0	14
大崎	実利用者数	0	0	5
	事業所数	0	0	3
	利用量	2	2	2
栗原	実利用者数	1	1	1
	事業所数	1	1	1
	利用量	0	0	4
登米	実利用者数	0	0	1
	事業所数	0	0	1
	利用量	5	5	13
石巻	実利用者数	1	1	3
	事業所数	1	1	2
	利用量	0	4	4
気仙沼	実利用者数	0	1	1
	事業所数	0	0	1

⑤福祉型障害児入所施設

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	51	53	56
施設数	施設	2	2	2

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	47	52	50
施設数	施設	2	2	2

【参考】平成28年度における実利用者数(52人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	0	52 (100%)	0	0

⑥医療型障害児入所施設

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	54	54	54
施設数	施設	4	4	4

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	54	74	54
施設数	施設	4	4	4

【参考】平成28年度における実利用者数(74人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	74 (100%)	0	0	0

⑦障害児相談支援

<県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
実利用者数	人	467	521	572
事業所数	事業所	121	128	138

【参考】4期計画における実績値

	単位	27 年度	28 年度	29 年度
実利用者数	人	364	413	401
事業所数	事業所	104	113	117

【参考】平成28年度における実利用者数(413人)の内訳(単位:人)

種別	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	55 (13%)	261 (63%)	9 (2%)	88 (21%)

<圏域ごとの計画値>

圏域		30 年度	31 年度	32 年度
/u. =	実利用者数	26	30	33
仙南 	事業所数	9	9	9
د الله	実利用者数	300	331	365
仙台 	事業所数	80	87	95
大崎	実利用者数	48	60	71
入啊	事業所数	9	9	10
西店	実利用者数	33	36	36
栗原	事業所数	4	4	4
☆ 业	実利用者数	7	8	9
登米	事業所数	3	3	4
七	実利用者数	26	29	31
石巻 	事業所数	8	8	8
<i>E</i> μ.·π	実利用者数	27	27	27
気仙沼	事業所数	8	8	8

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

<県計画値>

項目	指標	4期計画	画における実績
就労移行支援事業及び	平成32年度において就労移行支援事業	目標	255 人
就労継続支援事業の利用	及び就労継続支援事業の利用者のうち, 一	27 年度	255 人
が分極続又接事業の利用 者の一般就労への移行	般就労への移行者数の見込みを440人	28 年度	289 人
有の一般別方への移行	とする		
【新規指標】	平成32年度において、福祉施設から一般	_	
「大利税担保」 「障害者に対する職業訓練	就労へ移行する者のうち, 必要な者が職業		
障害有に対する戦未訓練 の受講	訓練を受講することができるよう, 受講者		
の文神	数の見込みを130人とする		
	平成32年度において、福祉施設の利用者	_	
【新規指標】	のうち, 必要な者が公共職業安定所の支援		
福祉施設から公共職業	を受けることができるよう, 福祉施設から		
安定所への誘導	公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用		
	者数の見込みを580人とする		
	平成32年度において、福祉施設から一般	_	
 【新規指標】	就労に移行する利用者のうち,必要な者が		
「福祉施設から障害者	就労移行支援事業者等と連携した障害者		
就業・生活支援センター	就業・生活支援センターによる支援が受け		
、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ることができるよう, 福祉施設から障害者		
7.00 动导	就業・生活支援センターへ誘導する福祉施		
	設利用者数の見込みを180人とする		
	平成32年度において、福祉施設の利用者		
 【新規指標】	のうち, 必要な者が公共職業安定所の支援		
、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を受けることで、一定割合の者が就職に結		
福祉施設利用者の支援	びつくよう, 公共職業安定所の支援を受け		
T田恒ル政が用句の又版	て就職する者の数の見込みを360人と		
	する		

(4)【新規指標】医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 <県計画値>

	単位	30 年度	31 年度	32 年度
配置人数	人	0	14	37

(注) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用の調整や,支援のための地域づくりを推進する相談支援専門員等

(5)【新規指標】発達障害者等に対する支援

<県計画値>

項目	30 年度	31 年度	32 年度
発達障害者支援地域協議会の開催	2 回	2 回	2 回
発達障害者支援センターによる相談支援	997件	1,097件	1,810件
発達障害者支援センター及び発達障害者	400 回	572 回	742 🖂
地域支援マネジャーの関係機関への助言	400 回	572 凹	742 回
発達障害者支援センター及び発達障害者			
地域支援マネジャーの外部機関や地域住	74 回	122 回	201 回
民への研修、啓発			

[※]仙台市実施分を除く

(6)【新規】地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

<県計画値>

項目	32 年度
基盤整備量(利用者数)	564 人

(注) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

精神科病院における長期入院患者のうち、精神障害のある人を支える地域の医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。

平成26年の精神病床入院患者数を元に、国の基本指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。

3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保

各圏域で必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等を見込み、各圏域のサービス 提供体制の確保に努めます。

【関連する主な事業】

- ・精神障害者地域移行支援事業 入院治療が不要な精神障害者の地域生活への移行に対する支援等を行います。
- ・知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業 一定期間の体験型グループホームの利用を通じて、障害者の自立した生活への移行を支援します。
- ・障害者福祉施設整備費補助事業 障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部を補助します。
- 地域生活支援拠点等整備推進事業

地域生活支援拠点等に必要とされる機能を備えたグループホーム,障害者支援施設その 他障害福祉サービス事業所等の整備に要する経費の一部を補助します。

- ・グループホーム整備促進事業 精神障害者又は重度の障害者に対応するグループホームの整備,改修等に要する経費の 一部を補助します。
- ・船形コロニー整備事業 県全域における障害のある人のセーフティネット機能が期待される県立障害者支援施設 「船形コロニー」について、老朽化等への対応とともに、民間施設のバックアップ・地域 の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めます。
- ・医療的ケア等総合推進事業 医療的ケアを必要とする障害者等の支援のため、短期入所事業所をはじめとした病床の 確保、人材育成及び事業所支援等を行います。

(2) 必要な人材の確保・育成

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材を質量ともに確保するよう努めます(各取組の説明は第5章以降に記載)。

【関連する主な事業】

- · 障害福祉関係施設人材確保支援事業
- 相談支援従事者研修事業
- 知的障害者居宅介護職員初任者研修事業
- ・居宅介護従事者等養成研修の推進
- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の推進
- ・介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進
- ・障害支援区分認定調査員研修・市町村審査会委員研修事業

第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数

1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

<指定障害者支援施設の入所定員総数>

30 至	F 度	31 年度		1 年度 32 年度		
1, 943	人	1, 943	1, 943 人		人	

く考え方>

平成29年6月1日現在の指定障害者支援施設の入所定員総数は1,913人ですが、平成30年度及び平成32年度に30人ずつ定員が増加する予定です。

国の基本指針では施設入所者数を削減するよう求められているところですが、本県においては延べ入所待機者数が400名を超えており、また、上記定員増加の理由が地域生活支援拠点等の整備の一環であること、あるいは、指定障害児入所施設における18歳以上の継続入所者の移行先確保に対応するものであることを踏まえ、定員の増加はやむを得ないものと考えます。

2 指定障害児入所施設の必要入所定員総数

<指定障害児入所施設の入所定員総数>

	30 年	度	31 4	丰度	32	年度
福祉型	70	人	70	人	70	人
医療型	561	人	561	人	561	人

※医療型障害児入所施設の定員のうち480人分については、療養介護の定員と重複している。

<考え方>

障害児入所施設については、現在の利用状況を勘案し、定員数を維持することとします。

なお、福祉型障害児入所施設については、18歳に達した入所者の移行先が見つからないなどの事情により、定員数まで障害児を受け入れられない現状にありますが、市町村等の関係機関との連携を強化して移行先を確保するほか、上記障害者支援施設の定員増加等によって解消することにより、障害児の受入体制を確保することとします。

第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置

1 サービスに従事する人材の確保・育成

県においては、社会福祉分野全体を対象とした医療・福祉人材の確保・育成に取り組んでいますが、それらの取組との連携を図り、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等支援」という。)の事業者における人材の確保に努めます。

① 障害福祉関係施設人材確保支援事業

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、介護職員初任者研修等の受講料及 び代替職員人件費相当分の補助を行います。

② 障害者相談支援従事者研修事業

相談支援事業に従事する専門員の養成及び資質の向上を図るため、初任者研修や現任研修の実施により相談支援に従事する専門員の確保と資質向上に努めます。

③ 知的障害者居宅介護職員初任者研修事業

知的障害者を対象に居宅介護職員初任者研修の受講を支援することで,居宅介護従事者の 確保と同時に,知的障害者の就労を支援します。

④ 居宅介護従事者等養成研修の推進

障害者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、指定事業者による以下の研修の実施を推進します。

- · 居宅介護職員初任者研修
- ・同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程
- · 全身性障害者移動介護従業者養成研修
- ・強度行動障害支援者養成研修基礎研修課程・応用研修課程

⑤ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の推進

障害福祉サービスを提供するに当たり配置が求められるサービス管理責任者等について, その提供体制とサービスの質を確保するための研修を推進します。

⑥ 介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進

在宅及び障害者支援施設等において,必要なケアをより安全に提供するため,適切にたん の吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を推進します。

⑦ 障害支援区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修事業

障害支援区分の判定等が円滑に行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。

2 指定障害福祉サービス等の事業者等に対する第三者評価及び情報公表制度

県では、平成21年4月に宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例を制定し、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置しています。障害福祉サービスの評価機関として4機関を認証しており、評価実績を高めていくとともに、良質かつ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、第三者評価制度の普及啓発に努めます。また、障害者総合支援法等の改正により、平成30年度から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、

障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要であることから、当該制度の事業者に対する周知、利用しやすい仕組みづくりや普及啓発に取り組みます。

3 障害者等に対する虐待の防止

平成24年10月に施行された障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)を踏まえ,指定障害福祉サービス等の事業者は,利用者の人権の擁護,虐待の防止等のため,必要な体制を整備し,従業者に対して,研修を実施する等の措置を講ずるものとするとされています。また,県においては,「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(平成24年12月厚生労働省作成)」に沿って,障害者虐待防止法第36条第1項の規定に基づく「都道府県障害者権利擁護センター」を中心として,福祉事務所,児童相談所,精神保健福祉センター,障害児者関係団体,学校,警察,法務局,司法関係者,民生委員,児童委員,人権擁護委員等から成るネットワークを活用し,障害者等に対する虐待の未然の防止,虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応,再発の防止等に取り組むとともに,それらの体制や取組については,定期的な検証を行うこととされています。

こうしたことから、県では、引き続き、障害者虐待防止法に基づき、有識者等からなる関係 団体等との連携協力体制を整備するとともに、「宮城県障害者権利擁護センター」を設置、運営 し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、虐待防止に向けた体制の 整備に取り組んでいきます。

さらに,指定障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対する各種研修事業や指導監査 等の機会を通じて,虐待事案の未然防止及び早期発見を図っていきます。

4 意思決定支援の促進

県は、意思決定支援の質の向上を図るため、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン(平成29年3月厚生労働省作成)」等を活用し、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修を実施するとともに、各種研修事業や指導監査等の機会を捉えて、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対するガイドラインの普及を図っていきます。

5 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害者週間(12月3日から9日まで)に合わせた「書道・写真コンテスト」,「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の開催や、障害のあるなしに関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援するなどして、障害のある人による芸術文化活動の振興や、障害者等理解の促進を図ります。

6 障害を理由とする差別の解消の推進

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)の実現のためには、障害者等に対する深い理解が必要であ

るとともに、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法という。)」が施行され、行政機関や事業者等による、障害者等に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等が定められました。

県では、こうした背景に鑑み、次の取組を実施していきます。

(1) 行政機関等における配慮

県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職 又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進と適切な 対応ができる環境整備を推進します。

障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、手話 通訳や要約筆記、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。

障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。

(2) 普及啓発・広報活動の推進

県の広報媒体等を活用し、障害者差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害福祉サービス及び障害者差別等をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて、障害や障害のある人、社会的障壁等への理解を促進します。

障害者週間等における各種行事の開催など,障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組み,障害及び障害のある人に対する県民の理解・関心を高めるとともに,障害のある人の社会参加を促進します。

特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害のある人と交流する環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の更なる充実を図ります。

内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマーク等に関する制度や、歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」の導入は、有効な合理的配慮の一つと考えられることから、全国の状況や関係者の意見等を踏まえながら、本県における導入の検討を進めます。

(3) 相談体制の整備

障害者差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」を設置・ 運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理由とする差別の速やかな解消と未然防止 する相談体制の整備を推進します。

(4) 関係機関と連携した差別解消の取組

障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。

7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や、関係機関等との緊密な連携体制の構築を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。また、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

こうした事業所等の取組を支援する観点からも、県では、次の防犯・防災対策を進めていきます。

(1) 防犯対策

地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防 犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民、関係団 体等と連携しながら、地域における自主防犯活動の活性化を図るなどして、地域安全活動 を推進します。

障害福祉サービス事業所等に対する指導の場などを通じて、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を活用しながら、次の防犯対策の実施を促していきます。

- ・日中及び夜間における施設の管理・防犯体制,職員間の連絡体制を含めた緊急時の対 応体制,夜間等における施錠などの防犯措置の徹底
- ・地元の警察署との合同防犯訓練を実施するなど、日頃からの警察等関係機関との協力・ 連携体制と有事における迅速な通報体制の構築

また、国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置に要する費用の一部 を補助します。

(2) 防災対策

東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県地域防災計画(平成29年2月修正)」に基づき、 地震や津波、風水害、原子力災害等に対する災害の予防対策、災害時の応急対策、及び災 害復旧・復興対策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明 会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。

平成25年8月に国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び同年12月に県が策定した「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基づき、市町村等と連携し、障害のある人をはじめとする避難行動要支援者の安全確保対策に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。

障害福祉サービス事業所等の耐震化や、消防法令等の改正に伴う大規模修繕、スプリンクラー設備や避難スペースの整備等に要する費用の一部を補助します。

県や市町村等による障害福祉サービス事業所等への実地指導等を通じて、各事業所の非常災害に関する具体的な避難確保計画の作成や、防災訓練の実施を指導します。

障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆記者等の計画 的な養成等を行います。 東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、大規模災害等の発生時において、被災地域の 精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の継続 的な体制整備を行います。

東日本大震災で被災した障害のある人やその家族、支援者等の支援にあたった民間団体等と連携し、現に障害福祉サービス等の支援を受けていない「潜在的要支援者」をサービスに結びつける活動の必要性など、震災復興後の新たな課題の抽出と解決策の検討を行います。

東日本大震災において,視覚障害者の支援に課題を残したことから,「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し,当事者団体や支援者団体と連携し,視 覚障害者支援策を検討します。

第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

県では、国の「地域生活支援事業実施要綱」及び「地域生活支援促進事業実施要綱」等に基づき、次の事業を実施します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

障害者等の支援を行うため、専門的な立場からの支援を行う必要がある事業、あるいは、 国の施策と連携を図りながら支援を行う必要がある事業については、県が事業を行うことと し、次に掲げる事業を県事業として実施します。

① 発達障害者支援センター運営事業

平成18年11月から設置運営している宮城県発達障害者支援センターにおいて,自閉症等の発達障害がある障害者等に対して,乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した相談及び支援を総合的に行います。また,地域のニーズに対応するため,市町村や各圏域の障害児等療育支援事業実施事業所等の関係機関との連携を図りながら,相談支援を実施していきます。

<発達障害者支援センター>

	30 年度	31 年度	32 年度
実施見込み箇所数	1 か所	2 か所	2 か所
実利用見込み者数	1, 400 人	2,000 人	2,000 人

② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害者に対する相談支援、専門的な評価、適切なリハビリテーションの提供等を行うとともに、関係者の資質向上や障害理解のための研修会の開催等、地域における支援体制の構築を目的として実施するものです。

身近な地域で医療の確保を図るため、地域に中核となる地域支援拠点病院を整備し、保 健福祉事務所や市町村、障害福祉サービス事業所等が連携して、高次脳機能障害者を支援 する体制整備に努めます。

<地域支援拠点病院>

	30 年度	31 年度	32 年度
実施見込み箇所数	5 か所	5 か所	6 か所
実利用見込み者数	120 人	120 人	140 人

③ 障害児等療育支援事業

障害児等及びその家族等が身近な地域で相談が受けられるように,各圏域の指定相談支援事業所に,障害児に係る療育相談・指導を担当する相談員を配置し,障害児等が安心し

て在宅生活を送れる環境を整備します。

現在の相談支援体制の確保を図るとともに、県障害者自立支援協議会の取組や発達障害 者支援センターとの連携等を通じて相談支援事業所における対応力や解決力の向上を図り、 相談支援の質の向上に努めます。

<障害児等療育支援>

	30 年度	31 年度	32 年度
実施見込み箇所数	12 か所	12 か所	12 か所
実利用見込み者数	2, 700 人	2, 900 人	3, 100 人

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者,要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより,聴覚,言語機能,音声機能等の障害のため,意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

① 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚に重度の障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者とのコミュニケーション手段及び外出時の介助方法等を習得する研修を行います。

<盲ろう者向け通訳・介助員養成研修>

	30 年度	31 年度	32 年度
修了見込み者数	16 人	16 人	16 人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

① 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者向けの通訳と介助を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援を行います。

<盲ろう者通訳・介助員派遣事業>

	30 年度	31 年度	32 年度
利用見込み件数	260 件	260 件	260 件

(4) 広域的な支援事業

地域における相談支援に関する質の向上を図り、県内全域において障害者等への支援体制 を確保するなど、市町村ごとに行うのではなく、広域的な対応を必要とする事業については、 県が行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

① 都道府県相談支援体制整備事業(精神障害者等相談支援体制強化事業)

市町村から相談支援事業の委託を受ける社会福祉法人等の多くは知的障害者に対する支援を専門としているという背景があり、特に精神障害者に対する相談支援の質の底上げを

図る必要があります。このため、相談支援専門員等に対する精神保健等に係る研修や医師、 精神保健福祉士等のアドバイザー派遣を行うことにより、全ての障害に対応できる相談支 援体制を整備します。

<アドバイザー派遣>

	30 年度	31 年度	32 年度
アドバイザー	7 Д	7 Д	7 J
派遣見込み者数	7 7	1 7	1 1

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神科病院に入院する精神障害者の早期退院及び地域生活の定着を目的として、精神科病院における入院患者に対する地域移行支援の取組やピアサポーターの活用等を推進するため、保健・医療・福祉関係者が連携する協議の場として、宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会及び圏域ごとの地域支援体制整備のための会議を開催します。また、大規模災害等の発生時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握や精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の体制整備等を行います。

<地域生活支援広域調整会議等事業>

	30 年度	31 年度	32 年度
協議会の開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本

このほか圏域ごとの協議の場を設置、会議等を開催していきます。

<災害派遣精神医療チーム体制整備事業>

	30 年度	31 年度	32 年度
運営委員会開催見込み数	1回を基本	1回を基本	1回を基本

③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害を有する障害児(者)について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、宮城県発達障害者支援地域協議会を開催し、県内の整備状況の把握及び支援体制の充実を目指します。

<発達障害者支援地域協議会による体制整備事業>

	30 年度	31 年度	32 年度
検討会の開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本

(5) サービス・相談支援者, 指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう,サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより,サービスの質の向上を図ります。

①障害支援区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき,客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう, 障害支援区分認定調査員(市町村及び事業所職員)及び市町村審査会委員に対する研修を 実施し、その資質向上を図ります。

②相談支援従事者研修事業

多様な生活ニーズを有する障害者等の地域生活を支援する相談支援従事者等を養成・育成します。

③サービス管理責任者研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス 提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」の養成を行います。

4)居宅介護従事者等養成研修事業

知的障害者の資格取得を支援し就労の促進を図るため、特別支援学校や就労移行支援事業所等と連携し、知的障害者を対象とした居宅介護職員初任者研修を実施します。

⑤身体障害者·知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施し、相談員の相談対 応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

⑥音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行う指導者を養成します。

⑦精神障害関係従事者養成研修事業(かかりつけ医等うつ病対応力向上研修事業)

日頃から受診するかかりつけの医師に対して、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施し、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による自死対策の推進を図ります。

(6) 日常生活支援

オストメイト (人工肛門,人工膀胱を造設している人),音声機能障害者,視覚障害者,聴 覚障害者,盲ろう者を対象に日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより,生活の質の 向上を図る生活訓練を実施します。

①オストメイト社会適応訓練

オストメイトに対して, ストマ用装具の選び方やびらん予防, 社会生活に関する講習会 を開催します。

②音声機能障害者の発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行います。

(7) 社会参加支援

誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、情報技術を活用した障害者の社会参加や就労支援のニーズに対応し、一層の促進を図るための支援を行います。また、障害のある人の心身の機能訓練や生きがいの創出、社会参加意欲の増進、活動を通じた障害の有無を問わない人との交流のため、障害者スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動を振興します。

①手話通訳者設置

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁及び保

健福祉事務所に設置します。

②字幕入り映像ライブラリーの提供

テレビ番組に字幕を挿入したDVDを製作し、聴覚障害者等への無料貸出を行います。

③点字・声の広報等の発行

文字による情報入手が困難な障害者等のために、県政だよりの点字版、音声版(CD)を制作し、希望する視覚障害者等への配布を行います。

4 障害者 I Tサポートセンターの運営

障害者等の情報通信技術(IT)の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「みやぎ障害者ITサポートセンター」を設置し、IT講習会の開催、IT利活用に関する相談対応(訪問支援を含む)などの支援を行うほか、ITを活用した障害者等の就労支援を行います。

⑤パソコンボランティアの養成・派遣

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。

⑥都道府県障害者社会参加推進センター運営

障害者等の社会参加の促進と、関係団体の指導調整等を行う社会参加推進センターを設置・運営します。

⑦身体障害者補助犬育成促進

身体障害者補助犬(盲導犬,介助犬,聴導犬)を育成する事業者に対して,育成費用を 助成し,良質な補助犬の充実を図るとともに,地域における補助犬に対する理解促進を図 ります。

8奉仕員養成研修

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会 話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点 訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成研修を行います。

⑨レクリエーション活動等支援

スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害者等の自己実現,社会参加及び生活の質の向上を図るため、障害者スポーツ大会(全国大会のブロック予選等)の開催や、障害者スポーツの裾野拡大のためのスポーツ教室を開催するとともに、障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツ人口の拡大と競技力の向上を推進します。

⑩芸術文化活動振興

障害の有無に関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の 開催を支援します。

①サービス提供者情報提供等

聴覚障害者等が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者の確保のためのネットワークを構築します。

(8) 特別支援事業

意思疎通支援関係特別支援事業として、次の事業を実施します。

①手話通訳士ステップアップ研修事業

手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を実施します。

②手話通訳者養成ステップアップ研修事業

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として,手話通訳者の養成研修を 実施します。

	30 年度	31 年度	32 年度
修了(見込)者数	25 人	25 人	25 人

③要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業

要約筆記者の資格を目指す登録要約奉仕員を対象として、要約筆記者の養成研修を実施します。

	30 年度	31 年度	32 年度
研修受講者数	7 人	7人	7人

④点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修事業

点訳又は音訳に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員、登録音訳奉 仕員を対象に、身体障害者福祉の概要や点訳等の役割・責務等についての理解や専門的技 能等の向上を図る現任研修を実施します。

⑤要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加 に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者派遣事業従事者の資質向上を図る取組を 支援します。

⑥盲ろう者社会参加等促進事業

盲ろう者を対象とする日常生活及び社会生活に必要な訓練指導や講習会等を開催します。

2 地域生活支援促進事業

平成29年度における国の制度改正に伴い,地域生活支援事業やその他の補助事業で実施してきた事業のうち,特に政策的な課題に対応するものとして,次の事業を実施します。

(1) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した 支援を行うための家族支援体制の整備や地域支援体制の構築に向けて、支援者を対象とした 研修会を開催します。

(2) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、国が行う研修への参加や県が行う研修事業等を通じて、関連する職務に従事する者や団体等の資質向上を図ります。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業

身近な地域で,就労面及び生活面における支援を一体的かつ総合的に提供することにより, 障害者等の就労促進及び職場定着を図り,自立かつ安定した生活を支援します。

各圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターを中心に、宮城労働局及び宮城障 害者職業センター等の関係機関と連携しながら、引き続き支援を行います。

< 障害者就業・生活支援センター>

	30 年度	31 年度	32 年度
実施見込み箇所数	7 か所	7 か所	7 か所
実利用見込み者数	2, 900 人	3, 200 人	3, 500 人

(4)工賃向上計画支援

就労継続支援事業所等に対する研修事業や経営コンサルタントの派遣等を行い、対象事業 所及び県全体の工賃引き上げを推進します。

特に、就労継続支援B型事業所については、平成27年12月に策定した「第二期宮城県工賃向上支援計画(以下「工賃向上計画」といいます。)」に基づき、事業所職員への研修等の人材育成、共同受注の促進などの支援を行ってきた結果、次のとおり1人当たりの平均工賃月額は着実に増加しており、全国平均を上回る金額で推移していますが、工賃向上計画の目標額23,000円の達成は困難な見通しとなっていること等から、これまでの取組とその成果や課題を検証したうえで、平成30年度以降の新規計画を策定し、今後も引き続き工賃向上に向けた取組を進めていきます。

【参考】一人当たり平均月額工賃実績

(単位:円)

	26 年度	27 年度	28 年度
本県平均	18, 186	18, 643	18, 695
全国平均	14, 838	15, 033	15, 300

また, 農福連携による就労促進を図るため, 農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援, 農福連携マルシェの開催支援等を行います。

(5) 就労移行等連携調整事業

特別支援学校の在校生及び卒業生,就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対して,就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに,支援対象障害者等の移行を尊重し,適切な「働く場」への円滑な移行を支援します。

(6)強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修·実践研修)

障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害のある障害児者を支援対象とした業務に従事している職員等に対して、障害特性や支援技術に関する基礎研修を行うとともに、基礎研修を修了したものが強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めるための実践研修を行います。

(7) アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことが できるよう,アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

(8)薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう,薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

(9)「心のバリアフリー」推進事業

障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を広めるため、障害に対する正しい知識の普及啓発や、内部障害等の外見からは障害のあることがわかりにくい人々への配慮を促す「ヘルプマーク」の導入を検討します。

(10)特別促進事業

地域の特性に応じた特別促進事業として、次の事業を実施します。

①視覚障害者家庭·社会生活訓練

視覚障害者の家庭生活及び社会生活に必要な訓練指導,講習会等を,県内9地域の視覚障害者団体と連携して実施します。

②中途失明者の緊急生活訓練

中途失明者に対して, 点字, 白杖歩行, 盲人用具の使用に関する個別指導を行うとともに, 講習会等を開催します。

③身体障害者機能回復訓練

身体障害者に対して、日常生活用具等を利用した生活行動訓練や、残存機能の維持・向上のための機能回復訓練等を実施します。

4)知的障害者本人活動支援

市町村における本人活動を支援するため、知的障害者社会活動総合推進員を設置し、障害者本人達による会議・交流会等への支援、学習会やセミナー・グループ活動への支援を実施します。

⑤ろうあ者社会生活訓練

聴覚障害者に対して、社会生活上必要となる知識の伝達や、情報交換等を行う場を設ける とともに、社会生活の円滑化を図るための講習等を実施します。

⑥難聴者等トータルコミュニケーション教室

手話や読話の技術がないため、意思疎通に支障を来している難聴者・中途失聴者を対象に、 障害者個人の能力に合った手段によるコミュニケーションを行う能力を習得する教室を開催 します。

⑦障害者による書道・写真コンテスト

障害者週間に合わせ、障害者等による書道・写真コンテストを開催し、障害及び障害者等

に対する理解促進を図ります。

⑧障害者でんわ相談室運営事業

障害者等の権利擁護に関する常設相談窓口を設置・運営します。